

令和5年度 沖縄県福祉サービス第三者評価調査者養成研修開催要綱

1. 目的

本研修は、これから沖縄県福祉サービス第三者評価制度の評価調査者として活動する者を対象に、評価調査に必要な実践的知識や基本的技術を習得させることを目的として実施する。

2. 主催

沖縄県（沖縄県福祉サービス第三者評価事業推進組織）

3. 研修期日

第1回 令和5年10月31日（火）～11月2日（木）

第2回 令和5年11月29日（水）～12月1日（金）

※第1回、第2回は同じ内容となるため、どちらか1回の受講となります

※詳細は別紙1「養成研修日程」を参照

4. 会場

アイム・ユニバースてだこホール 多目的室2（浦添市仲間1丁目9番3号）

5. 研修内容

別紙1「養成研修日程」を参照

6. 研修受講料

無料（ただし、研修受講に要する交通費、昼食代、宿泊費等は受講者負担となります。）

7. 受講資格

今後、沖縄県内において評価調査者として活動する予定があり、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者

- (1) 組織運営管理業務を3年以上経験している者又はこれと同等の能力を有していると認められる者
- (2) 福祉、医療、保健分野の有資格者若しくは学識経験者で当該業務を3年以上経験している者又はこれと同等の能力を有していると認められる者

- 注1) 要件(1)の「組織運営管理業務」とは、以下の組織を管理・統括する業務をいう。
- ア 社会福祉法人の役員、福祉サービス事業者の長(いずれも退職者を含む)
 - イ 公益法人、特定非営利活動法人の役員、事務局長(いずれも退職者を含む)
 - ウ 民間企業の役員、企業内の部署を統括する監督者又は管理者(いずれも退職者を含む)
- 注2) 要件(2)の「福祉、医療、保健分野の有資格者」とは、次に掲げる者とする。
- ア 福祉分野：社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、保育士、精神保健福祉士
 - イ 医療分野：医師、看護師、理学療法士、作業療法士
 - ウ 保健分野：保健師、栄養士
- 注3) 要件(2)の「学識経験者」とは、次に掲げる者とする。
- ア 大学・短期大学・専門学校で、社会福祉、医療、保健分野の教員、講師、助手として3年以上従事しているもの
 - イ 社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識及び業務経験を有する者(公認会計士、税理士、社会保険労務士等)
- 注4) 要件(2)の「これと同等の能力を有していると認められる者」とは、社会福祉法人、公益法人、特定非営利活動法人又は行政、民間企業の常勤職員で社会福祉、医療、保健分野において業務(指導的な業務・相談業務)を3年以上経験し、業務を通じて福祉サービス内容を熟知している者をいう。

8. 研修申込み

別紙2「養成研修申込書」を記入のうえ、「7. 受講資格」で定める要件を満たすことを証する書類(職歴による場合は履歴書(任意様式)、資格の保有による場合には履歴書(任意様式)及び当該資格の保有を証する書類(資格証の写しなど))とあわせて、「10. 申込み及び連絡先」へ郵送または直接持参により、令和5年10月2日(月)までにお申し込みください(当日必着)。

※研修申込みの際は、事前に「9. 受講にあたっての留意事項」をご確認ください。

※受講資格の審査後、受講資格を有する研修申込者には「研修承諾書」を送付します。研修一週間前になっても送付されない場合には、「10. 申込み及び連絡先」までご連絡ください。

9. 受講にあたっての留意事項

- (1) 研修当日は、研修承諾書、筆記用具を持参のうえご参加ください。
- (2) 本研修は、指定された研修科目のすべてを受講(欠席・遅刻・早退は認めない)し、かつ令和5年度中に県が別途実施する実技研修を受講しなければ、研修を修了したものとみなされませんのでご注意ください。
- (3) 研修期間中は、職員または講師の指示に従って受講してください。職員または講師の指示に反し、迷惑行為等が続いた場合には、受講承諾を撤回する場合がありますので、ご注意ください。
- (4) 本研修を修了した場合であっても、評価機関に所属していない方は、実際に評価調査業務を行うことはできませんのでご注意ください。また、沖縄県では評価調査者に対し、毎年度実施される継続研修の受講を義務付けています。
- (5) 本研修の修了及び評価調査者名簿への登録をもって、評価調査者としての活動が保証されるものではありません。

10. 申込み及び連絡先

〒900-8570

沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県 子ども生活福祉部 福祉政策課 地域福祉推進班

TEL (098) 866-2177

FAX (098) 866-2569

(別紙1) 養成研修日程

※研修2日目、3日目に実施予定の【研修⑤-A 高齢】、【研修⑤-B 児童】、【研修⑤-C 障害】については、研修申込を行った分野のみ受講可能です。申し込みを行っていない分野については、受講しても、評価調査者の追加登録は行いません。

- 研修1日目 第1回：10月31日（火）（場所：アイム・ユニバースてだこホール）
第2回：11月29日（水）（場所：アイム・ユニバースてだこホール）

時 間	研修内容
9:00	受 付
9:30 (1時間) 10:00	【養成研修①】講義 講師：(沖縄県子ども生活福祉部福祉政策課) 内容：第三者評価の理念と基本的な考え方、評価調査者の役割など第三者評価の全体像や県内の実施状況などについて学ぶ。
10:00 10:10	休 憩
10:10 (2時間) 12:00	【養成研修②】講義 内容：第三者評価における利用者調査の位置づけや意義、手法について学ぶ。
12:10 13:10	昼 食
13:10 (3時間20分) 16:30	【養成研修③】講義＋演習 内容：書面審査の必要性や目的、調査の手法について学ぶ。

- 研修2日目 第1回：11月1日（水）（場所：アイム・ユニバースてだこホール）
第2回：11月30日（木）（場所：アイム・ユニバースてだこホール）

時 間	研修内容
9:30	受 付
10:00 (2時間30分) 12:30	【養成研修④】講義 内容：沖縄県福祉サービス第三者評価基準（ <u>共通版</u> ）各項目についての考え方や評価のポイントを学ぶ。
12:30 13:30	昼 食
13:30 (3時間) 16:30	【養成研修⑤-A 高齢】講義＋演習 内容：沖縄県福祉サービス第三者評価基準（ <u>高齢者福祉サービス版</u> ）の理解と判断のポイント 訪問調査の着眼点

- 研修3日目 第1回：11月2日（木）（場所：アイム・ユニバースてだこホール）
 第2回：12月1日（金）（場所：アイム・ユニバースてだこホール）

時 間	研修内容
9:00	受 付
9:30 (3時間) 12:30	【養成研修⑤-B 児童】講義+演習 内容：沖縄県福祉サービス第三者評価基準 <u>（児童福祉サービス版）</u> の理解 と判断のポイント 訪問調査の着眼点
12:30 13:30	昼 食
13:30 (3時間) 16:30	【養成研修⑤-C 障害】講義+演習 内容：沖縄県福祉サービス第三者評価基準 <u>（障害児・者福祉サービス版）</u> の理解と判断のポイント 訪問調査の着眼点。

■実技研修（重要！）

養成研修受講者は、上記のカリキュラム（座学）のすべてを受講し、かつ、令和5年度中に、県が別途実施する実技研修（必須）を、実習科目として受講する必要があります。

実技研修を受講されない場合には、評価調査者養成研修の修了者とみなされません。評価調査者の登録を受けるためには、再度すべての研修科目を受講する必要があります。

なお、実技研修は高齢、障害児・者、児童の各分野ごとに、それぞれ1日ずつ開催を予定していますが、詳細は内容が決まり次第ご連絡いたします。

(別紙2) 養成研修申込書

沖縄県福祉サービス第三者評価調査者『養成』研修申込書

令和5年度沖縄県福祉サービス第三者評価調査者養成研修へ次のとおり申し込みます。

沖縄県

子ども生活福祉部福祉政策課長 殿

申込日 令和 年 月 日

ふりがな	
氏名	
生年月日	昭和・平成 年 月 日 (歳)
連絡先 (受講承諾書の 通知先)	〒
	TEL
	FAX
	メールアドレス
所属予定の 評価機関の名称	
受講研修種別 (○を記入する)	保育分野 高齢分野 障害分野
受講希望日程 (○を記入する)	第1回目 第2回目 どちらでも可

※研修申込書を提出する際には、評価調査者の要件を満たすことを証する書類（職歴による場合は履歴書、資格の保有による場合には履歴書及び当該資格の保有を証する書類）をあわせて提出してください。